

貝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)概要(素案)

- 「貝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画」 : 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき 2010 年(平成 22 年)に策定(2014 年(平成 26 年)に一部改定)
- 「貝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)」: 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、国及び府の行動計画が抜本的に改正されたことにもとない改訂。

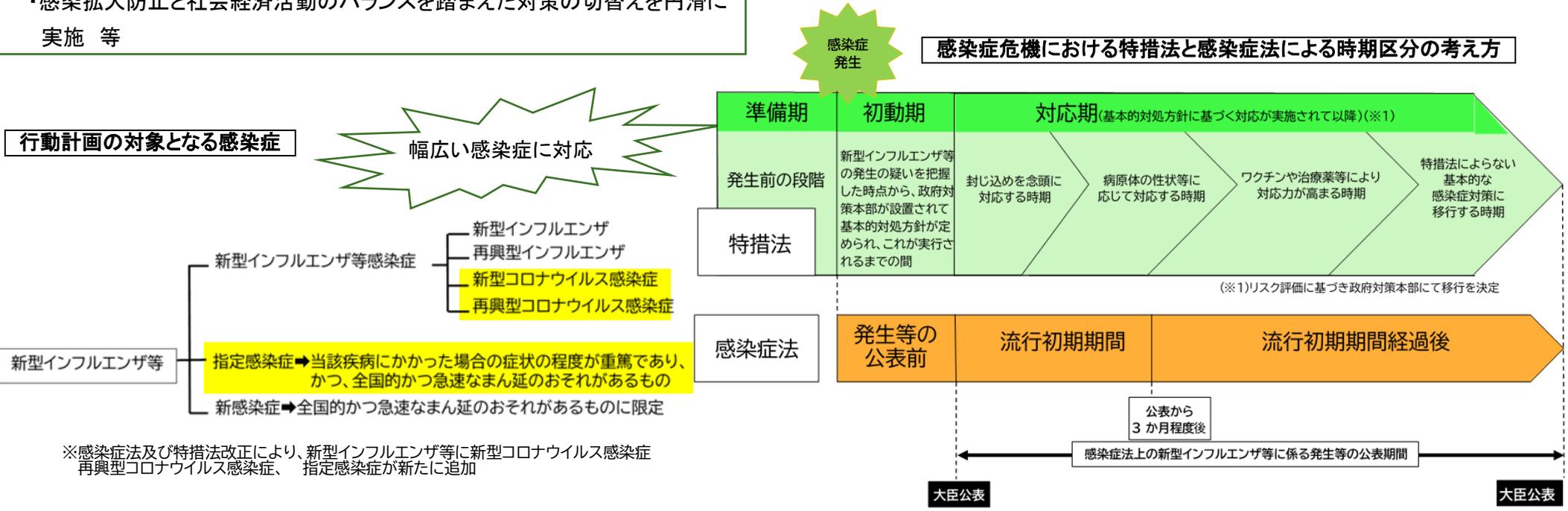
計画に基づく対策の目的(前計画から変更なし)

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する**
 - ・流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減
 - ・患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにし、治療が必要な患者が医療を受けられるようにする 等
- 2 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする**
 - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施 等

新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

- 1 平時の準備の充実
- 2 対策項目の拡充と全体を3期 準備期・初動期・対応期に分けて記載
- 3 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え
- 4 DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進
- 5 実効性を確保するための取組(おおむね6年ごとの政府行動計画改定にかかる検討を踏まえ、必要に応じ市計画を見直す)

感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方



※感染症法及び特措法改正により、新型インフルエンザ等に新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症、指定感染症が新たに追加

貝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)概要(素案)【8項目の主な取り組み】

項目	準備期	初動期	対応期
<p>①実施体制</p> <p>新型インフルエンザ等の感染症の発生に備え、迅速かつ効果的な対応を実現するため、感染拡大の状況に応じて迅速に指示・指導を行えるよう各機関の役割分担を明確にし、関係機関が連携し取組を推進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●行動計画等の作成・変更や体制整備 ●関係機関との連携 ●実践的な訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●体制確保 ・対策本部の設置と対応方針の協議・決定 ・必要な人員体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●体制の強化 ●職員の派遣・応援への対応(必要に応じ府への応援要請) ●特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制
<p>②情報提供・共有、リスクコミュニケーション<リスクミは新規項目></p> <p>感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のリスクミを行い、市民等が適切に判断・行動できるようにする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●平時における市民等への情報提供・共有 ・感染症に関する情報提供・共有 ・偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発 ●情報提供・共有方法の検討等 	<ul style="list-style-type: none"> ●迅速かつ一体的な市民等への情報提供・共有 ●双方向のリスクコミュニケーションの実施 ●偏見・差別等や偽・誤情報への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●初動期の取組を継続 ●リスク評価に基づく方針の情報提供・共有
<p>③まん延防止</p> <p>対策を講ずることで、感染拡大速度やピークを抑制し、医療提供体制を対応可能な範囲に収める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等 ・基本的な感染対策の普及や学校、高齢者施設等による基本的な感染対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内でのまん延防止対策 ・国及び府が発信する情報入手と市民や事業者等への情報提供や協力についての周知 ●府の設定するまん延防止対策への協力 	
<p>④ワクチン<新規項目></p> <p>ワクチン接種により、市民の健康を守るとともに、患者数等の減少により医療提供体制を対応可能な範囲に収める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●必要な資材の準備 ●ワクチン供給・接種体制の整備(医師会・市立貝塚病院等との連携) ●予防接種やワクチン等に関する市民の理解促進 ●DXの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●接種体制の準備 ・特定接種 ・住民接種 	<ul style="list-style-type: none"> ●必要な資材の供給 ●予防接種の実施 ●ワクチン等に関する情報の収集、提供・共有 ●健康被害救済

貝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)概要(素案)

項目	準備期	初動期	対応期
<p>⑤医療</p> <p>多数の発熱患者が発生した場合、医療機関が休診となる休日に市立休日急患診療所で検査、診療を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●医療措置協定等に基づく医療提供体制の整備 ●研修や訓練の実施を通じた人材の資質向上等 ●設備整備と強化等 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症に関する知見の共有等 ●相談センターの周知 ●医療措置協定に基づく医療提供体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療措置協定に基づく医療(発熱外来)の提供 ●新型インフルエンザ等に関する基本の対応 ●新型インフルエンザ等感染拡大状況が想定と大きく異なる場合の対応方針
<p>市立貝塚病院は大阪府との協定に基づき、感染症拡大段階に応じた医療提供や検査・治療などの役割を担う</p>			
<p>⑥保健<新規項目></p> <p>地域の実情に応じ、通常業務以外の業務負荷の急増を見越した効果的な対策を実施する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●人材確保体制の構築 ●業務継続計画を含む体制の整備 ●新型インフルエンザ等対策実施部門体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ●有事体制への移行準備 ●新型インフルエンザ等対策実施部門への他部局からの応援職員の派遣や医療従事者の人員確保に向けた準備と、外部委託等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●有事体制の継続 ●感染状況に応じた取組 ●特措法によらない基本的な感染対策への移行
<p>⑦物資<新規項目></p> <p>感染症対策物資等の確保・流通の下に医療や検査等が円滑に実施されることで、市民の生命及び健康を保護する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資等の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ●不足物資の要請 ●備蓄物資等の供給に関する相互協力
<p>⑧市民生活・地域経済</p> <p>社会全体で感染対策に取り組むことで、市民生活及び地域経済への影響を抑える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との情報共有体制の整備 ●物資及び資材の備蓄等 ●支援の実施に関する仕組みの整備等 ●火葬能力等の把握、火葬体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●PCR検査等の計画的な検査体制の整備 ●遺体の火葬・安置の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●心身への影響に関する施策 ●教育及び学びの継続に関する支援 ●生活支援を要する者への支援 ●社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 ●埋葬・火葬の特例等による実施

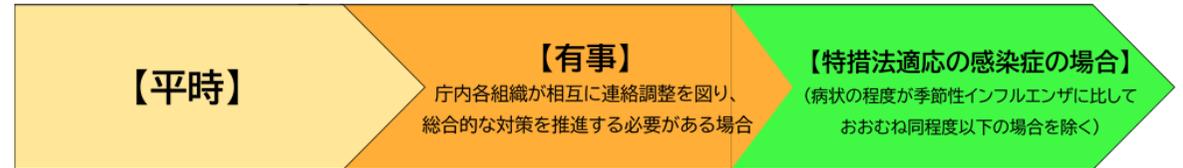
貝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)概要(素案)

貝塚市対策本部の構成

対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため、必要がある場合に本部長は、副本部長及び本部員を招集し対策本部会議を開催する。

本部長	市長
副本部長	両副市長・教育長
本部員	各部長
	本部長が指名する職員

感染症に係る対策本部等の体制



政府対策本部の設置
(特措法第 15 条)

大阪府感染症対策本部の設置
(要綱等)

大阪府新型インフルエンザ等対策本部の設置
(特措法第 22 条)

新型インフルエンザ等緊急事態宣言
(大阪府内)

貝塚市対策本部の設置
(特措法第 34 条)

新型インフルエンザ等対策実施部門の設置

新型インフルエンザ等対策実施部門の設置

効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健衛生部局は、新型インフルエンザ等のまん延防止対策、ワクチン接種の実施及び市立休日急患診療所における発熱外来の開設、府が実施する感染状況に応じた取組や患者の発生動向等について市民等への情報提供・共有まで重要な役割を担う。通常業務以外の業務負荷の急増が想定されることから保健衛生部局内に、保健衛生部局職員、他部局からの応援職員や臨時採用の医療従事者等で組織する新型インフルエンザ等対策実施部門を設置する

関係部局一覧

関係機関	危機管理部	総合政策部	総務部	市民生活部	健康福祉部	子ども部	上下水道部	市立貝塚病院	消防	教育委員会
	危機管理課	政策推進課 魅力づくり推進課 産業戦略課	総務課 人事課 デジタル推進課	市民課	福祉総務課 生活福祉課 高齢介護課 障害福祉課 健康推進課	子育て支援課 子ども相談課	下水道推進課	総務課 医事課	警備課	教育総務課 学校教育課